

What kind of transformation is the "2030 Agenda" aiming for: the movement of the international community leading to its enactment and the "SDG integration" approach of UNDP

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-04-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Ichihara, Akane メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00065805

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



『2030アジェンダ』はどのような転換を 目指すのか：

制定に至る国際社会の動きとUNDP「SDG統合」アプローチ

市 原 あかね

はじめに

SDGsは、2012年の国連持続可能な開発会議（リオ+20）において、経済、環境、社会の3つの分野に統合的に対応するための目標として、2015年の国連総会で策定することが合意された¹⁾。そして、2015年に予定通り採択された国連『2030アジェンダ The 2030 Agenda』において、総合的な社会開発目標として17の項目——貧困、飢餓、健康に始まり産業・イノベーションからまちづくり、気候、平和、パートナーシップに至る目標——にまとめられた。SDGsは、あまりにも多岐にわたるため、優先順位も内的関連もなく平板に羅列して示されているように思える。その結果か、国内を見ると、取り組めるものいくつか取り組めば良い社会貢献の項目だろうと言った理解も見受けられるし、自治体にしろ企業にしろ、経済開発や広報活動のためにSDGs目標をつまみ食いしているだけではないかと思われる事例もある。それゆえ「SDGsウォッシュ」という批判も聞かれるわけだが、『2030アジェンダ』と関連文書を読み、その制定に至る国際社会と国連の取り組みを振り返ると、SDGsがそれほど底の浅い単純なものではないことに気づかされる。

『2030アジェンダ』は、正式には『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ Transforming Our World：The 2030 Agenda for Sustainable Development』という名称である²⁾。国連開発計画UNDPは、『2030アジェンダ』を、現在と将来の世代の生活を改善するための転換をもたらす

計画 transformative planであり、すべての国とアクターが採用し取り組むべきものとしている³⁾。そして、17の目標は2030年までに取り組み改善すべき課題の領域を指し、個別目標の追及に終始することをやめて目標間の相互関連を踏まえ、あらゆる人が恩恵を受けられる開発のあり方をめざし、災害やリスクへの対応能力であるレジリエンスを向上させ、多様なステークホルダーの参加によって成し遂げるべきとしている。「誰ひとり取り残さない Leave No One Behind」も単なる標語ではない。誰ひとり取り残さず変革を推進していくために、課題の相互関連を理解するための全体論的アプローチを採用し、さまざまな要因の複合的な因果連鎖として原因をとらえ、データの活用と当事者の参加推進によって取り組んでいくことを提案しているのである⁴⁾。

このように『2030アジェンダ』関連文書からは、「変革すること transforming」としての開発／発展のための、総合的な方法論の存在を感じ取ることができる。したがってこの『2030アジェンダ』は、エコロジー経済学のような学際的方法論を意識せざるを得ない研究分野や地域開発学部（わが地域創造学類のような）のような学際的であることが不可欠な教育体系にとって、大変おもしろい対象である。例えば次のような問いが浮かんでくる。『2030アジェンダ』がもたらそうとしている政治経済システムはどのようなエコロジー的近代化段階なのか、あるいはどのようにエコロジー的近代化を超えた段階なのか。転換を実現するための『2030アジェンダ』の学際的方法は、どのようなものか。多元的な価値や包括的な目標を追求するにあたり、社会・経済・政治・自然システムの相互作用や相互規定性、あるいは矛盾・拮抗関係や相乗効果をいかにとらえ、どのように優先目標を明確化し、レジリエンス向上とシステム転換をいかにはかっていくのか。地域発展を多元的に教育研究する際の学際的融合的アプローチがどのように準備され、それらの政策への実装方法がどのように提起されているのか。

本稿は、このような関心に立ちつつ、その検討資料として、『2030アジェンダ』・SDGs成立の経緯と『2030アジェンダ』に関連する諸文書の要点を整理しておこうと思う。

『2030アジェンダ』・SDGsは、社会開発目標の相互関連を踏まえた総合性の追求という点で戦後国際社会の努力の到達点を示すものである。MDGsの

未達成課題を引き継ぎつつ、深刻さをまし人類全体の生存を困難なものにしつつある気候変動を見据え、「誰ひとり取り残さない」ことを誓って、世界を変革するビジョンは、国際社会のどのような動きの中で生まれたのか。2000年前後からの持続可能な開発にかかわる取り組みをふり返り、『2030アジェンダ』・SDGsの政治経済的枠組みについて理解を図ることにしたい。その際、故コフィ・アナン氏の「3つの贈り物」(雑誌「alterna (オルタナ)」の編集長である森根氏の言葉)に注目して整理することにしよう⁵⁾。一つ目が³⁾、国連グローバルコンパクト (United Nations Global Compact)、二つ目が³⁾、SDGsの前身であるミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals)、三つ目が国連責任投資原則 (United Nations Principles for Responsible Investment)である。

そして最後に、『2030アジェンダ』に関連する諸文書からは、MDGsまでと決定的に異なって、要因間の複雑な関係性を前提し持続可能な開発を政策に落とし込むためのツール、UNDP等の開発してきた「SDG統合」ツールについて紹介する。

ただし本稿は、SDGsの枠組みやツールを批判検討することは目的とせず、これらを『2030アジェンダ』の重要な特徴として指摘するにとどめる。

I 国連グローバルコンパクトUNGC (2000年)

「3つの贈り物」の視点に立つと、『2030アジェンダ』とSDGsへいたる制度形成の動きは、1999年の世界経済フォーラム (いわゆるダボス会議)において当時の国連事務総長であったアナン氏が国連グローバルコンパクト (以下UNGC)を提唱したことに端を発していることになる⁶⁾。まずこれから内容を確認していこう。

UNGCは、企業が事業を行うにあたり、人権、労働、環境、腐敗防止の4分野にかかわる10の原則とそこに示された価値体系を企業戦略や手続きに組み込むことが³⁾、「企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility, 以下CSR)」の達成と長期にわたる成功をもたらすと謳い、企業の自発的な取り組みを支援する取り組みである⁷⁾。2000年に組織として発足し、2004年、腐敗防止原則を活動目的に組み込んで4分野10原則を明確に打ち出し、2021年11

月現在、19000を超える国や企業、NGOなどのさまざまな組織が参加するに至っている。

UNGCの4分野は、それぞれ、1948年に国連総会で採択された「世界人権宣言Universal Declaration of Human Rights」、1998年にILO総会で採択された「労働における基本原則及び権利に関するILO宣言ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work」、1992年の国連環境開発会議において採択された「環境と開発に関するリオ宣言Rio Declaration on Environment and Development」、2000年に国連総会で採択された「腐敗防止に関する国際連合条約United Nations Convention against Corruption」に対応している⁸⁾。4分野10原則は、企業が社会的価値追求としてSDGsを解釈する際の基本枠組みを提供したものとと言えるだろう。

2015年に示されたグローバルコンパクト実践のガイド『企業の持続可能性に関するガイド⁹⁾』では、今ふれた4分野10原則に基づいたビジネス、社会の強化、経営層のコミットメント、報告の改善、地域に根ざした活動の5点を行動指針として示している。

これらUNGCの原則と行動指針は、1977年以来改定を重ねてきた「ILO多国籍企業宣言ILO MNE Declaration」、正式には「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言 (Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy)」⁹⁾、2011年「国連ビジネスと人権に関する指導原則Guiding Principles on Business and Human Rights : Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework」などと連動して、企業行動を具体的に方向づけるものとなっている。また、1976年以来改定を重ねてきた「OECD多国籍企業行動指針 (多国籍企業ガイドラインとも言う) OECD Guideline for Multinational Enterprise」や、国際認証規格であるISO14001 (環境マネジメント規格)、ガイドラインとしてのISO26000 (社会的責任に係わる手引き)などを含め、既存の多様なビジネス指針を網羅し、『2030アジェンダ』の総合的課題に答えるよう支援することもUNGCの活動として行われている¹⁰⁾。

このように、UNGCは、CSRに関する関心と要求の高まりを背景に生まれしてきた。この流れは、三つ目の国連責任投資原則UNPRIの形成をももたらし、

両者は深い関係にある。CSRをめぐる動きに関しては、「Ⅲ 国連責任投資原則UNPRI」のところで再び紹介することにしよう。

II ミレニアム開発目標MDGs (2001年)

二つ目のミレニアム開発目標(以下MDGs)は、90年代からの「国連開発目標」と2000年の国連ミレニアム・サミットで採択された「国連ミレニアム宣言」に示された目標を、8つの目標に統合し、2001年に発表されたものである¹¹⁾。具体的には、2001年から2015年までを期間として、①極度の貧困と飢餓の撲滅、②初等教育の完全普及の達成、③ジェンダー平等推進と女性の地位向上、④乳児死亡率の削減、⑤妊産婦の健康の改善、⑥HIV/エイズ、マラリアその他の疾病の蔓延の防止、⑦環境の持続可能性確保、⑧開発のためのグローバルなパートナーシップの推進に取り組むものであり、21のターゲット、60の指標からなっていた。宣言は、自由、平等、連帯、寛容、自然の尊重、責任の分担の6つの価値を掲げるとともに、目標達成度を指標で示す成果主義的特徴を有していた¹²⁾。

MDGsの背景には、開発政策をめぐる国際的な対立と格闘の長い歴史がある。

独立を遂げた旧植民地の国々は「社会開発」のために学校教育や医療の充実に取り組んだが、70年代の石油ショックと旱魃(アフリカの場合は加えて飢餓)、交易条件の悪化などを背景に、1980年代、経済危機に陥った。この事態を克服するため援助と引き換えに世界銀行とIMFの構造調整政策を受け入れ、新自由主義的マクロ経済政策を進めていくことになった。この結果、各国は通貨切り下げ、財政支出削減、貿易自由化、農業補助削減と輸出農産物増産、公営企業の民営化などの政策を余儀なくされ、経済危機の原因となった政治経済社会構造上の諸課題を改善することができなかった¹³⁾。

構造調整政策は、都市への投資集中による農村との格差拡大を生むとともに、公共サービスの停滞・後退あるいは公共料金の有料化や値上がりをもたらし、民営化や市場開放による雇用・所得機会の減少とあいまって、むしろ貧困問題を生み出していった。また、教育や保健など人的投資といわれる分野の予算削減は長期的な社会経済開発を困難にすることが危惧されるように

なった¹⁴⁾。

こうした構造調整政策は、対象とされたアフリカ・中南米諸国の国家と国民から反発と抵抗を受けた。そして、80年代末には女性と子どもの人権を深く憂慮するUNICEFが、国際機関として初めて構造調整政策を批判し「人間の顔をした構造調整Adjustment with a Human Face¹⁵⁾」を求めるようになり、UNDPは1990年に、アマルティア・セン、マブール・ハックが開発した「人間開発指数Human Development Index」にもとづく開発評価の報告書『人間開発報告書Human Development Report¹⁶⁾』の刊行を開始した。1994年の報告書では、国連は公平な経済成長としての「持続可能な人間開発」と安全保障を結びつけ、「多くの人にとって安全とは、病気や飢餓、失業、犯罪、社会の軋轢、政治的弾圧、環境災害などの脅威から守られること」とし、経済、食糧、健康、環境、個人、地域社会、政治の諸側面から総合的にアプローチしなければならないと主張した¹⁷⁾。この包括的なアプローチは、経済や政治、社会に多面的に取り組むことを求めたため、このスタンスを重視した欧州の人道支援はNGOなどの貢献を重視するようになっていった。

こうした動きは世銀・IMFの姿勢を揺るがし貧困問題への関与を促した¹⁸⁾、1990年代半ばまでにはそれらの戦略を大きく変更するには至らなかった¹⁹⁾。その結果、特にサブサハラ・アフリカにおいては90年代末の貧困率（1日1.9ドル以下の所得の人々の割合）が約6割に達してしまっ²⁰⁾。より深刻なのは栄養不足と飢餓の状況であった。90年代末には、サブサハラ・アフリカにおいては、人口の34%が、その中でも中央アフリカ諸国の人口の半数が、低栄養状態となり、ガーナ、ナイジェリアを除くアフリカ諸国で状況は悪化し、5才以下の子どもの33%が低体重で死亡率も高いという深刻な状態になってしまっ²¹⁾。

こうした事態の進行に対し、21世紀を前にした貧困・人権関連の国際機関と国際NGO、労働運動・農民運動は、飢餓や貧困の撲滅、人権尊重を焦点に様々な取り組みを強め、膨れあがった債務の返還免除、そして、開発政策・開発支援策に飢餓・貧困克服と社会保障の拡充や社会権の充実を求めた。そして、ついに世銀・IMFは「包括的開発のフレームワークComprehensive Development Framework²²⁾」と『貧困削減戦略文書Poverty Reduction Strategy

Papers²³⁾』によって大きな方向転換を示し、貧困削減に寄与する経済成長のパターンや所得分配、政府の透明性やグッド・ガバナンスなど、社会的政治的観点の重視が鮮明になるとともに、あわせて重債務貧困国に対する債務削減の道筋がたてられることとなった²⁴⁾。

MDGsは、こうした社会政治経済のあり方を問う動きのなかで生まれ、各国政府に人間の福祉にかかわる項目を政策目標として追い求め、特に途上国開発において実現するよう迫るものであった。

III 国連責任投資原則UNPRI (2006年)

三つ目の「国連責任投資原則 (以下UNPRI)」は、2006年、当時の国連事務総長アナン氏が提唱し、金融機関等に投資の意思決定にあたり環境 environment, 社会 society, 企業統治 corporate governance に配慮することを求めた投資原則である。これを機に、社会的価値追求型の投資である「社会的責任投資 (Socially Responsible Investment, 以下SRI)」として「ESG投資 (Environmental, Social and Governance Investment)」、「サステナビリティ投資 (Sustainable Investment)」という考え方が広まった。しかし、金融活動評価に非財務情報を含めるうねりは、それ以前に始まっていた。

(1) CSRとSRIの発展

SRIは、企業に対し、株主利益と法令遵守だけでなく、消費者、従業員、取引先、地域社会など、多様なステークホルダーの求める社会的価値をも追求することを求め、何らかのCSR基準に適合する企業への投資を促進するプロセスのことである²⁵⁾。一方、CSRはドイツで生まれた考え方で、ワイマール憲法に書き込まれた同族企業規制を端緒とするという²⁶⁾。一つ目で取り上げたUNGCはCSRの国際的ガイドラインとしての制度化だが³⁾、その背後には企業の社会的責任を追及してきた市民社会の動きがある。

SRIは、イスラム教会やキリスト教会が教義にもとづいて資産運用を行うことに原型をもつと言われている。アメリカにおいては、18世紀イギリスのメソジスト運動における資金活用の理念やアメリカのクエーカー教徒の奴隷売買への関与禁止に端を発するとされている²⁷⁾。1920年代になると、アメリ

カのキリスト教会が資産運用を行う際、教義に反する業種(たばこやアルコール、銃器など)を投資対象から排除すること——今日、ネガティブ・スクリーニングと言われる手法——が始まった。1950年代~60年代になると、北米の労働組合が、年金基金の運用にあたり対象を医療や住宅など組合員の必要に応じて限定するポジティブ・スクリーニングを行うようになるとともに、株主決議における発言権獲得のために年金株を活用した株主運動をも開始した。

そして、1960年代の公民権運動、ベトナム反戦、70年代の消費者運動や反アパルトヘイト、80年代の反原発・反環境汚染と、時代ごとの社会的関心を反映し、ナバーム弾を生産するダウ・ケミカル社、南アフリカ共和国に進出していたGM社などの株式売却として知られる排除型の株主運動が大きな広がりを獲得していった²⁸⁾。特に、反アパルトヘイトを目的とするSRIは世界規模の展開をみせ、南アフリカの apartheid 撤廃に大きな役割を果たした²⁹⁾。70年代にアメリカの都市や州、大学、宗教団体、年金基金が南アで創業する企業からの投資引き上げを始め、1977年に国連の武器輸出禁止強制措置のような制裁強化が始まり、大規模機関投資家も南アへの投資を避けるようになったからである。また、1984年チェルノブイリ原発事故、1989年バルディーズ号原油流出事故を受け、環境運動からは、反原発とともに企業の環境にかかわる行動基準を示す「バルディーズ原則」(後にシリーズ原則CERES Principleへと改訂)が突きつけられた³⁰⁾。

1990年代に入ると、投資選別基準は労働条件や雇用問題、動物実験、森林破壊、有害化学物質など、多岐にわたる項目が取りあげられるようになった³¹⁾。80年代までのCSRへの市民的要請と1992年リオ・サミットを弾みに、環境問題解決をめざす投資が増加した³²⁾。また、欧米の労働組合や人権団体は、グローバリゼーションの進展に伴う途上国労働者の労働・人権問題を注視するようになり、グローバル企業に強い圧力をかけるようになった。たとえば、90年代後半、ナイキのベトナムでの児童労働に対し抗議デモが起り、ナイキはアジアの従業員に対する最低賃金と最低就業年齢を引き上げざるを得なかった³³⁾。市民運動は、環境や人権に係わる不適切なふるまいを経営リスクへと変えてしまうだけの影響力を発揮するようになったのである。

アメリカのSRIは、年金基金、ミューチュアル・ファンド、宗教団体、財

団、地域開発金融機関を主たる担い手として³⁴⁾、上述のような社会的関心の展開の中で1990年代に大きく成長した³⁵⁾。アメリカでは、スクリーニングだけでなく、コーポレート・ガバナンスを対象とする株主行動や、通常銀行が相手にしない貧困地域へのコミュニティ開発投資を担うコミュニティ投資も活発である³⁶⁾。たとえば、CalPERS（カリフォルニア州公務員退職年金基金）、TIAA-CREF（大学教職員退職年金基金）といった公・民の退職年金基金は、機関投資家としてCSRの視点にもとづいて株主行動やスクリーニングを行い、影響力を発揮している³⁷⁾。またベトナム反戦以来、企業の社会性評価を行う調査機関が多数設立され、SRIのための情報提供やコンサルティングを行っている³⁸⁾。

一方、ヨーロッパのSRIは、EUや各国政府主導で急速に拡大してきた。EUは、2001年「持続可能な開発のための欧州戦略」を採択し、その実現のために「欧州におけるCSRの枠組み促進」（グリーンペーパー 366）を、翌2002年コミュニケーション「CSR：持続可能な開発への企業の貢献」を公表し、各国毎に異なるCSRを統一して推進するガイドラインを示した³⁹⁾。これは先に紹介したUNGCに対するEUによる応答と言えるだろう。また、欧州におけるSRIは、1980年代、イギリスにおいて南ア問題や環境問題をテーマとするファンドが設立されたことを端緒とするが、EU全体の動きとなったのは、1990年代半ばから2000年代初頭にかけてEU各国で実施された年金制度改革を通してであった⁴⁰⁾。この改革において、各国で年金運用機関の社会・環境への影響に関する報告書の作成・開示やそれらに対する基本方針の開示が義務づけられた。このことが欧州の年金運用や保険会社等の動きに大きな影響を与え、2000年代の展開へとつながっていった。

こうした、投資を契機に企業活動を社会に埋め戻す動きは大きな成長を見せている。SRIは、1990年代後半にまずアメリカで大きく伸び、2000年代以降はヨーロッパにおいても大きく成長し⁴¹⁾、GSIA（Global Sustainable Investment Alliance）によれば2020年には総額3兆3千億ドルの規模となっている⁴²⁾。投資状況を地域別に見ると、アメリカが全投資額の48%と最も高く、次いでヨーロッパ34%、カナダ6.7%、日本6.2%、オーストラリア・ニュージーランド2%といった構成となっている⁴³⁾。また、世界の運用資産総計に占め

る割合は35.9%に及び、地域毎の運用資産総額に対する割合はカナダが最も高く61.8%、ヨーロッパ41.6%、オーストラリア・ニュージーランド37.9%、アメリカ33.2%、日本24.3%にのぼるとい⁴⁴⁾。

(2) UNPRIと金融システムをSDGsに向けて動かす制度形成

したがって、国連のPRIは、SRIがすでに一定の比重を占め、かつ伸びていく状況を踏まえて提起されたのであり、先のMDGsに向かう流れを形成する際の資金調達工夫のひとつとして位置づけられるものであった。

国際的な制度形成の動きとしては、国際標準化機構ISOが³⁾、2004年にCSRの規格化を決定し、以来検討を重ね、2011年、社会的責任Social Responsibilityに関する国際的なガイダンス規格としてISO26000を発効した。このガイドラインは、企業だけでなくあらゆる組織を対象に、「組織統治」、「人権」、「労働慣行」、「環境」、「公正な事業慣行」、「消費者課題」、「コミュニティへの参画及びコミュニティの発展」の7項目を中核主題とし、「説明責任」「透明性」「倫理的な行動」「ステークホルダーの利害の尊重」「法の支配の尊重」「国際行動規範の尊重」「人権の尊重」の7つの原則をあげている⁴⁵⁾。ISO26000は、認証を目的とするISO9000（品質管理）やISO14000（環境マネジメント）と異なり、あくまで手引書である。この規格は、認証規格としての可能性を模索したが³⁾、多岐にわたる課題を整理する中ガイドラインに落ち着いた経緯がある。また、CSR基準の乱立に対し、特に途上国サプライヤーが統一を求めたことに後押しされたと言われている⁴⁶⁾。

このような、CSR基準の展開と地域毎のSRIの進展の流れのなかで、2006年、国連責任投資原則UNPRIが提唱された。UNPRIは、銀行や保険会社、証券会社などの機関投資家に対し、環境（environment）、社会問題（society）、統治（governance）の「ESG」について、受託者責任として、長期的な視点に立って「投資分析と意思決定過程へのESG課題の組み込み」「格式所有方針と所有習慣へのESG問題の組み込み」「投資対象へのESG課題情報開示要求」「資産運用行啓への働きかけ」「原則実行に当たっての協働」「活動・進捗状況の報告」の6つの原則で取り組むことを求めている⁴⁷⁾。

運動体としてのUNPRIは、同年、「国連環境計画・金融イニシアティブ

UNEP Finance Initiative (以下 UNEP FI)」とUNGCによって設立され、機関投資家に対しPRIの署名と実践を働きかけてきた。2021年現在、署名機関は4千に迫ろうとし、それらの資産総額は120兆米ドルに上っている⁴⁸⁾。ただし、原則としてのPRIは、欧米で成長してきたさまざまなSRI、サステナブル投資、エシカル投資、インパクト投資といった倫理的目標を明確に掲げた考え方と比べるとゆるやかで、資産総額がESG関連の実質的な投資を意味する訳ではない。

UNEP FIは、2012年には保険会社の事業運営にESG課題の組み込みを目的とする「持続可能な保険原則 Principles for Sustainable Insurance」を打ち出し、2019年にはSDGsやパリ協定の目標と銀行業務の整合を取ることを目的とする「責任銀行原則 Principles for Responsible Banking」を打ち出した⁴⁹⁾。これらを通じて、金融システム全体をCSR、特に気候変動や生態系保全、貧困等への取り組み、そして『2030アジェンダ』・SDGsに向けて動かす国連の枠組みが構築されていった⁵⁰⁾。

こうして、森氏がインタビューに応じて指摘するように、「アナン氏の提案は、GCで企業行動を変え、MDGsで各国政府を変え、PRIで投資側を変えるという3点セット」としてなされた、体系的な変革の戦略だったのである⁵¹⁾。

国連の体系的戦略は、それ以前に生じていたCSRとSRIの大きなうねりをうまく掴んだものである。欧米においては、一方でノブリス・オブリージュにもとづく寄付行為や基金設立がNGO、NPOを発展させるとともに、社会的価値追求の重要な担い手を生み出してきた。また、他方では、消費者運動や市民運動と労働組合、公的年金が、人権や環境にかかわる共通善や公益性を追求する中でCSRを具体化してきた。これらが相まって、SRIの発展をもたらしてきたと言えるだろう⁵²⁾。

IV MDGsからSDGsへ

(1) MDGsの現実

さて、MDGsは、2001年9月11日の米国同時多発テロ事件以降、開発支援を国家安全保障戦略の手段と位置づける米国・プッシュ政権と日本などの同

盟国に対し、市民団体や国連が協力して貧困削減キャンペーンを張ると言った構図のなかで始まった⁵³⁾。

1990年代半ばまでに、非西欧諸国の脅威は環境、食料、衛生など多岐に及ぶ側面をもち、その重要要因は対内的に存在し、国家統治のあり方ゆえに顕在化しているとする議論が起こっていた⁵⁴⁾。「テロとの戦い」を宣言した「ブッシュ・ドクトリン」は、このような議論を国家安全保障戦略の文脈でとらえ、政権変更を理論として押し出し独裁国家打倒に舵を切った⁵⁵⁾。そして、支援条件にグッド・ガバナンスを求めるような⁵⁶⁾戦略色の強い開発支援、外交政策の手段としての援助を展開するようになった⁵⁷⁾。

先に構造調整政策からMDGsへの動きを紹介したように、90年代は、貧困問題克服のために国際社会が協力を強めていた時代であった。そして、社会主義崩壊後の移行経済問題や1994年WTO設立にみられるように、自由貿易主導のグローバル経済化の流れの中にあった。2000年代のMDGsはこのような動きの糾合として、援助を安全保障戦略の手段とする米国等の傾向に対し、いわば経済開発至上主義的スタンスで対抗するものとなった⁵⁸⁾。そして国際援助として開発資金をいかに調達するかとともに、産業界を開発支援にいかに動員するか、先進国企業の外国投資をいかに拡大するかが焦点となっていた。MDGs担当特別顧問であったジェフリー・サックスは、貧困削減や経済開発のための資金調達のために産業界に開発への参加を呼びかけ、経済成長と企業活動による貧困克服をはかろうとしたが、この動きは1999年のUNGC提案を継承するものである⁵⁹⁾。サックスの開発プロジェクトは、MDGsに産業界を動員する国連の仕掛けの一貫であったと言える。MDGs「目標8 グローバルパートナーシップの構築」はこうした開発手法を示すものだったのである。

また、2000年前後には「インクルーシブ・ビジネスInclusive Business」のアイデアも打ち出された。たとえば、「BoP (Base of Pyramid) ビジネス」として、人口の7割を占める低所得層は世界経済ピラミッドの底辺をなすが³⁾、経済活動の将来を考えるとこのボリュームゾーンを無視することはできない、貧富の格差を是正し中間層へと成長をはかり企業の膨大なマーケットを生み出すべきであるとする考えが提唱された⁶⁰⁾。

こうして、国連や開発支援側の思惑と産業界の思惑の接点が浮かび上がり、2000年代後半には途上国におけるビジネス展開を支援するUNDPやUSAID(米国開発庁)、DFID(英国開発庁)等のプログラムが整備されていった⁶¹⁾。UNDPは、2003年「持続可能なビジネス育成(Growing Sustainable Business)」プログラムを皮切りに、民間セクター戦略として2007年「包括的な市場の開発(Inclusive Market Development 以下IMD)」アプローチとその下での「包括的な市場の育成(Growing Inclusive Market 以下GIM)」イニシアティブ、2008年「ビジネス行動要請(Business Call to Action)」ネットワーク活動を展開し、企業が活動しやすい法制度環境構築支援、途上国生産者の国内外購買チェーンへの統合、貧困層向け商品・サービス供給投資促進、小規模起業家育成、あらゆる規模の企業のCSR支援をうたっている⁶²⁾。

MDGsは、先進国政府の開発援助とともに、企業の投資や購買チェーンへの取り込みを通じて劇的に進展していくことになったが、その市場重視の手法は、WTO体制下の経済グローバル化に適合的であり、途上国を自由貿易推進に巻き込む手法でもある。UNGCやCSRの理念が浸透してきたとは言え、企業の破壊的行為を抑制しつつESG課題にしっかりと取り組んだ成功例ばかりではない。サプライチェーンの末端における児童労働や劣悪な労働環境、プランテーション型開発の熱帯林破壊など、グローバルな経済活動がもたらした人権侵害や環境破壊が相も変わらず生じている⁶³⁾。IMDやGIMの「包括的なビジネスモデル」(貧困層を消費者、生産者、雇用主、労働者としてバリュー・チェーンに取りこむこと)が貧困層の市場参加に道を開くとしても、途上国政府の開発政策やグローバル企業の経営戦略の中で理念を忘れた開発至上主義・利益追求の動きとなってもおかしくない。たとえば、高橋によれば、ラオスでは、MDGsが政府の開発政策を後押しし、大規模開発と企業誘致による経済成長と山村住民の貧困化をもたらした⁶⁴⁾、日本のODAにおいても保健医療分野ではMDGsとの関連が明確に説明されているのに対して、他の分野ではインフラ整備による古典的トリクルダウン論に依拠し貧困削減の因果関係は間接的な説明にとどまっていた⁶⁵⁾。

(2) MDGsの評価

2015年、最終報告である『ミレニアム開発目標 (MDGs) 報告2015』が発表された⁶⁶⁾。これによれば、開発途上国で1日1ドル25セント未満という極度の貧困状態の割合は、1990年に人口の47%であったのが、2015年までに14%まで減少し、飢餓人口も半減、初等教育の就学率は2000年に83%から91%に改善され、世界全体で非就学児童数の減少や識字率向上が実現されたこと、世界中の議会で女性議員が増え、教育におけるジェンダー平等も成果をあげたこと、5才未満の乳幼児や妊産婦の死亡率を大きく改善したこと、HIVやマラリア等感染症対策の進展、世界人口の9割が飲料水にアクセスできるようになったことなどが成果としてあげられている⁶⁷⁾。こうした成果とともに、MDGsの目標達成という点では、貧困と飢餓の撲滅も初等教育の完全達成も成し遂げることはできなかつたし、女性の地位向上においても男性との間に大きな格差が残されている点も指摘している⁶⁸⁾。

そこで、ポストMDGsとして、根強く残る男女不平等、最貧層・最富裕層および農村部・都市部の大きな格差、紛争といった問題点を指摘し、MDGsで未達成だった貧困と飢餓の撲滅、教育の未達成課題、男女不平等の根本原因の是正、子どもの死亡率引き下げと妊産婦の健康改善、医療の充実と医療サービスへのアクセス確保に取り組むことが課題として据えられた⁶⁹⁾。それとともに、MDGsの取り組みとしては軽視された観のある環境については、膨大な森林喪失、海洋資源の乱獲、気候変動や天然資源減少が貧困層に最大の悲劇をもたらす可能性を指摘し⁷⁰⁾、中でも、二酸化炭素の排出量が1990年から50%以上も増えていることに触れ、気候変動の帰結は重大かつ喫緊の問題となっていると警鐘を鳴らしている⁷¹⁾。そして、「気候変動、食料や水の不安、自然災害のような深刻な環境問題に直面」しており、次期目標のなかに「本格的に統合」しなければならないとして、「環境の持続可能性はポスト2015アジェンダの中心的な柱であり、持続的な社会経済開発と貧困撲滅のための必須条件」とまで述べるに至った⁷²⁾。

一方、開発方法を規定した「目標8 開発のためのグローバル・パートナーシップの構築」については、ODAによる資金獲得目標を超えたこと、先進国の途上国からの輸入に占める非関税の割合が上昇したこと、インターネット

が普及したことを成果としている⁷³⁾。そして、ポストMDGsについては、デジタルデバイドを課題として指摘しつつ、今後も十分な資金によってイノベーション、科学・技術の動員を実現しなければならず、そのための資金としてはODAだけでなく、市場ベースの民間資金・投資の活用が重要な役割を果たすと思われること、貿易体制の変化やサービス貿易の拡大にうまく対応することが必要であるとともに多国間貿易システムに途上国をしっかりと組み込まなければならないとしている⁷⁴⁾。

MDGsの枠組みと『2015報告』の分析・評価方法には、さまざまな課題が指摘されている。たとえば、高橋は「人間開発と成果主義の出会い」と特徴づけ、人間開発よりも経済開発を重視しがちとなった点を指摘している⁷⁵⁾。結果、貧困を取りあげるに際し、社会経済構造の複雑な関連や地域毎の違いを見定めず、地域社会に生きる一人ひとりのリアリティも捉えていない。また個別の課題に分解して取り組み成果を数値化し評価しているが、その対局をなす全体論的方法論をとるなら社会的歴史的背景のなかで総合的にアプローチする貧困・開発プロジェクトとなるはずである。その場合、地域社会と住民を主体とする内発的発展型開発が工夫されるであろう。経済開発の手法は、単純な市場経済による包摂ではなく、近接する都市と農村の相互的発展をめざす手法などを提案・検証する必要があったし、課題間関係・課題間連鎖を把握し当事者の参加のなかでできるだけ望ましい総体としての変化を生み出す参加型開発を工夫することも目指されたであろう。もちろん、個別の目標毎に数値目標をクリアできたかだけで評価するのではなく、質的評価をも通じて開発を見直していくような方法も導入されなければならないだろう。

しかし『2030アジェンダ』は、冒頭で触れたように、このような方法論的疑問に応える大きな転換の上に構築されているようなのだ。最後にこの点を概観しておこう。

V そして『2030アジェンダ』とSDGsへ

(1) 『2030アジェンダ』

『2030アジェンダ』の枠組みは、まず、SDGsとしてより包括的な開発目標

を有するようになった。貧困撲滅、保健、教育、食料安全保障、栄養といったMDGsを引き継ぐ開発分野の優先項目に加えて、経済・社会・環境、そして平和と、実にさまざまな目標から構成されている。これら諸目標の実現を目指すに際し、今日の諸問題の中でも気候変動を最大の課題のひとつとし、すべての国の持続可能な開発達成を阻害し、後発・小島嶼途上国に深刻な影響を与えていることを強調している点(14条)に注目すべきである。また、最も脆弱な国々、アフリカ諸国、後発・内陸・小島嶼途上国を重視するだけでなく(16条、22条)、子供や若者、障害者、高齢者、先住民、難民・移民等の脆弱な人々のエンパワーメントも強調し(23条)、基本的生活水準と食糧安全保障との関わりでは小自作農民や女性農民などを位置づける(24条)など、現状を具体的に捉えて課題を論じている⁷⁶⁾。

実施手段としては「グローバル・パートナーシップ」をあげ、ODAによる開発支援にとどまらず、MDGs以降構築してきたグローバル経済を土台とする資金調達と投資誘導を強化し、科学技術イノベーションとその途上国への移転促進、公平な自由貿易推進を進めるとしている⁷⁷⁾。この部分はUNGC、UNPRIの項で説明した流れの強化にあたるが、67条では、小企業、協同組合、多国籍企業など、民間セクターの「多様性を認め」た上で、「民間企業の活動・投資・イノベーションは、生産性及び包摂的な経済成長と雇用創出を生み出していく上での重要な推進力である」としている⁷⁸⁾。企業に対しては、『The SDG Compass SDGsの企業行動指針』で、バリューチェーン全体を見通し企業活動にSDGsを組み込むことで、新たな事業機会の発見や経営リスク低減、今後の法整備等制約への対応力の形成などを期待できると企業側の利益を説明し参加を呼びかけるとともに⁷⁹⁾、持続可能な開発に係わるパフォーマンスの報告を求め、適切な指標の選択と具体的で測定可能な期限付き目標の設定、KPI(主要業績評価指標)の選択、目標の公開、進捗状況報告によるSDGs達成度コミュニケーションについて、具体的にアドバイスしている⁸⁰⁾。

MDGs以来の、社会問題解決に経済ダイナミズムを活用しようとする方法は、ともすると経済成長至上主義に流される傾向がある。政府の政策形成に市民社会が影響力を発揮しダイナミズムを十分に制御できるのかどうか、(地域)社会の激変を緩和し誰ひとり取り残さず進めるのか、気候危機の進行を

抑え気象災害へのレジリエンスを総合的に高めることができるのか、取り組み事例の分析と理論的整理によって検証していく必要がある。

その点を検討する際に注目すべきなのは、『2030アジェンダ』がシステム論を採用している点である。『2030アジェンダ』の枠組みのもっとも重要な特徴は、目標・課題にかかわる部分よりも、目標間関係を理解する総合的システム論的アプローチを採用した点である。たとえば、宣言の17条では「我々が決定した統合的なアプローチを反映して、新たな目標とターゲットには、深い相互関連性とクロスカッティングな要素がある」としている⁸¹⁾。ただし、統合的アプローチについては『2030アジェンダ』の中では指摘されたに過ぎない。アプローチの具体的な内容はUNDPの諸文書の中でふれられているが⁸²⁾、体系的に整理した新たな文書として2021年に発刊されたSTRATEGIC PLAN 2022-2025 (以下“STRATEGIC PLAN”)や、統合アプローチを解説するHPである“SDG integration” (以下「SDG統合」)で確認することができる⁸³⁾。これらで示されているアプローチを簡単に紹介しておきたい。

(2) “STRATEGIC PLAN 2022-2025”にみる『2030アジェンダ』の統合アプローチ

“STRATEGIC PLAN”は、『2030アジェンダ』実施を「変化の方向 directions of change」, 「シグナチャー・ソリューション signature solutions」, 「イネーブラー enablers」の3つの側面からなる枠組みとして整理している。

「変化の方向」はシステム転換の基本方向を、持続可能な開発システムへの「構造変革」、人権ベースの「誰ひとり置き去りにしない」、危機がもたらすショックに対し防止・緩和・対応能力を向上させる「レジリエンスの構築」の3つに整理したものである⁸⁴⁾。「シグナチャー・ソリューション」としては、「貧困と不平等」「ガバナンス」「レジリエンス」「環境」「エネルギー」「ジェンダー平等」の6つの領域が示されており⁸⁵⁾、「イネーブラー」は「戦略的イノベーション」「デジタル化」「開発資金調達」の3つで、これらによってシステム転換を強化するとしている⁸⁶⁾。

統合アプローチの鍵となっているのは2つ目のソリューションの方法であるが、これは課題を統合してアプローチする統合ソリューションでなければならないことを「SDG統合」のHPにおいて語っている。「気候危機、COVID-

19パンデミックから、不平等の拡大や長引く紛争まで、これらの課題は単独で対処することはできない」とし、そうした複雑な課題に対処するために、テーマ分野だけでなく、システムを対象として、経済、社会、自然生態系のシステム的原因や連関による効果など、複雑な課題のあらゆる側面に対処する開発アプローチ「統合ソリューション」が必要であると述べている⁸⁷⁾。

また、「SDG統合」のHPでは、さまざまな統合型の取り組み事例を「統合ソリューション」として紹介している⁸⁸⁾。たとえば、生態系の劣化や地域サプライチェーンの崩壊による食料システムの脆弱性を克服するため、農民、地方自治体、起業家が連携してローカル食品市場を再構築していくタイの取り組み⁸⁹⁾、中央及び地方政府と協力し持続可能な森林管理を行う際に、コミュニティベースの林業を強化し木炭の生産・消費を持続可能なシステムへと転換していくアンゴラの取り組み⁹⁰⁾、気候危機のリスク増大に対応するために世帯毎の脆弱性指数を作成し公共政策や社会的プログラムの対象や優先順位を決めるドミニカ共和国の例⁹¹⁾などがあげられている。

統合アプローチを推進するためには、要因間相互作用を理解し政策に活かす分析ツールが不可欠だが、「SDG統合」のHP上の「ナレッジバンク」にはUNDPのSDG統合ツールと国連持続可能な開発グループUNSDGが開発したSDGアクセラレーションツールキットがワンストップでアクセス出来るようになっている。現在UNDPの統合ツールが10件、UNSDGのSDGアクセラレーションキットが113件紹介されている⁹²⁾。SDGアクセラレーションツールキットは、システムの相互接続を分析し、政策の一貫性を強化し、誰ひとり取り残さないようにし、リスクを特定しレジリエンスを構築するツールとする説明がなされ、パンフレットにもなっている⁹³⁾。「ナレッジバンク」に掲載されているツールは多岐にわたっており、「気候変動への適応と環境リスクの低減」というテーマに絞って検索しても、リスク分析、リスクの経済評価、適応計画や移住計画の策定、情報交換などさまざまなツールにアクセスできる。

このように、SDGsへの統合アプローチは、国連やUNDPとそれに関連する諸組織の研究者の貢献を総合したものとなっている。これらの方法論やツールは、学際的研究の到達点として参照し検討すべき領域であるし、学際的教育の素材として大いに活用すべき成果でもあろう。

おわりに

国連は、先進国を中心とするCSR、SRIの動きをふまえ、UNGC、UNPRIとして、企業、金融の倫理性をボランティアに引き出し、同時にMDGsのための資金調達に誘導する仕掛けを施してきた。その先に『2030アジェンダ』はあって、グローバル経済のダイナミズムをコントロールしながら、人権尊重の立場を軸に、貧困や格差、気候変動、災害への対応力増強などに取り組みようとしている。

また、『2030アジェンダ』関連文書からは、開発／発展を人権や環境などの諸課題から総合的に捉え、課題間関係のとらえ方や方法も、これまでの貧困問題や社会課題への取り組みの経験と、気候変動の深刻さや他の課題への影響等に学び、要因間の相互関連を重視したシステム論的方法を強く意識したものになっていることがみえてくる。

なかなかにしたたかな『2030アジェンダ』だが、これをめぐるグローバルな経済・政治・社会はどのようなせめぎあいと可能性の中にあるのだろうか。そして、SDG統合で取りあげられているさまざまなシステム論的ツールは現実をどのように捉え、どのような有効性と限界、発展可能性をかかえているのだろうか。次は、これらの点について、検討を行いたい。

脚 注

- 1) Global Reporting Initiative, United Nations Global Compact, World Business Council for Sustainable Development (2016), *SDG Compass: The guide for business action on the SDGs*, p7 (グローバル・レポートイング・イニシアティブ, 国連グローバル・コンパクト, 持続可能な開発のための世界経済人会議 (2016) 『The SDG Compass SDGsの企業行動指針』(社)グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク, (公)地球環境戦略研究機関訳, 7頁). 日本語版は次のURLより入手可能 (2021年12月6日閲覧)。 https://sdgcompass.org/wp-content/uploads/2016/04/SDG_Compass_Japanese.pdf
- 2) 日本語訳は外務省仮訳を用いた。
- 3) UNDPのブログ記事「5 things you need to know about the 2030 Agenda for Sustainable Development」(Dec. 4, 2018)より。記事は次のURLより閲覧可能 (2021年12月6日閲覧)。 <https://undp.medium.com/5-things-you-need-to-know-about-the-2030-agenda-for->

- sustainable-development-380405b44e 3 c
- 4) UNDP (2018) *WHAT DOES IT MEAN TO LEAVE NO ONE BEHIND? A UNDP discussion paper and framework for implementation July 2018*. 次のURLより入手可 (2021年12月6日閲覧)。 <https://www.undp.org/publications/what-does-it-mean-leave-no-one-behind>
 - 5) Yukiko Oga 「これからの経済 うわべだけの『SDGs ウォッシュ』にご用心。『ウォッシュ』にならないために必要なこと」『ハフポスト (HUFFPOST JAPAN EDITION)』, 2019年8月14日18時06分JST (https://www.huffingtonpost.jp/entry/sdgs-wash_jp_5d380a7ee4b004b6adb7ea11)。雑誌「alterna (オルタナ)」の編集長である森撰氏によると、故コフィ・アナン氏は我々に3つの贈り物をしてくれたのだそうだ (インタビュー部分参照)。
 - 6) 同上。
 - 7) (社) グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 『国連グローバル・コンパクト 4分野10原則の解説』。国連グローバルコンパクト United Nations Global Compactの公式HPにおける10の原則の説明は、以下を参照 (2021年12月6日閲覧)。 <https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles>
また、国連グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンについては、次のURLを参照。 <http://www.ungcjp.org/index.html>
 - 8) 国連グローバルコンパクトの4分野と国連宣言のかかわりについては、上述の公式HP上で確認できる。また、国連グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンのHP上においても同様の内容を確認できる (<https://ungcjp.org/gc/declarations.html>)。
 - 9) United Nations Global Compact (2015) *Guide to Corporate Sustainability*, pp8-9. (国連グローバル・コンパクト (2015) 『企業の持続可能性に関するガイド』 (社) グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク訳, 8-9頁)。
次のURLから入手可能。 <https://www.unglobalcompact.org/library/1151>
 - 10) *SDG Compass : The guide for business action on the SDGs*, p10 (『The SDG Compass SDGsの企業行動指針』, 10頁)。また、UNGCとGRI, WBCSDが整理したSDGsのためのビジネス・ツールについては次のURLを参照せよ。 <https://sdgcompass.org/business-tools/>
 - 11) United Nations Millennium Declaration (国連ミレニアム宣言)
 - 12) 高橋清貴 (2014) 「日本のODAにおけるMDGsの位置取り」『国際開発研究』第23巻第2号, 37頁。
David Hulme (2007) *The Making of the Millennium Development Goals: Human Development Meets Results-based Management In an Imperfect World*, Brooks world Poverty Institute Working Paper No.16.
 - 13) 佐藤章 (1995) 「補章 世界銀行の対アフリカ構造調整政策の展開」『構造調整とアフリカ農業』日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所, 195-224頁。

- 14) 児玉谷史朗(2006)「新たなる改革としてのMDGs?—アフリカ研究の視点から—(特集 ミレニアム開発目標とアフリカ)」『アフリカレポート』No.42, 15-20頁。
- 15) Cornia, Giovanni Andrea, Richard Jolly and Frances Stewart (1987) *Adjustment with a Human Face : Protecting the Vulnerable and Promoting Growth*, Clarendon Press.
- 16) <http://hdr.undp.org/en> (2021年12月6日閲覧)
- 17) 『人間開発報告書 1994』22-26頁。
- 18) 絵所秀紀(1997)「開発経済学と貧困問題」『国際協力研究』Vol.13, No.2 (通巻26号), 1-7頁。
- 19) 佐藤章(1995)。
- 20) 世界銀行の「地域別貧困率の推移」による。1981年以降2015年までの数値は次のURLを参照(2021年12月6日閲覧)。<http://iresearch.worldbank.org/PovcalNet/povDuplicateWB.aspx>
- 21) FAO (2000) *The state of food insecurity in the world*.
- 22) この考え方は、当時の世銀グループ総裁James D. Wolfensohnによる年次会議での総務会に向けた演説で示された。Wolfensohn, James D. (1998) *The Other Crisis*.
- 23) International Monetary Fund and International Development Association (1999) *Poverty Reduction Strategy Papers--Operational Issues*.
- 24) 牧野耕司・安達佳菜子・松本歩恵(2001)「貧困削減戦略書(PRSP)とは—「貧困削減に関する基礎研究」報告書から—」『国際協力研究』Vol.17, No.2 (通巻34号), 21-34頁。
- 25) 川村雅彦(2002)「REPORT II 社会的責任投資(SRI)のすすめ」『ニッセイ基礎研 REPORT 2002.1』, 11頁。
- 26) 日本語版Wikipedia「企業の社会的責任」(2021年12月6日閲覧)
- 27) 英語版Wikipediaの'Socially Responsible Investing' (2021年12月6日閲覧)。日本語版Wikipediaの「社会的責任投資」はほぼ英語版の翻訳となっている。
- 28) 川村雅彦(2002), 13頁。
- 29) 英語版Wikipediaの'Socially Responsible Investing' (2021年12月6日閲覧)
- 30) みずほ総合研究所(2003)『みずほ総研論集 創刊号 CSR(企業の社会的責任)概念の展開』, 25-25頁
- 31) 川村雅彦(2002), 13頁。
- 32) 伊藤正晴(2014)「第1回 SRI とはどのようなものか」『社会的責任投資(SRI)を学ぶ—「持続可能な社会」に向けて—』, 大和総研グループ。以下のURLでPDFを入手可(2021年12月6日閲覧)。https://www.dir.co.jp/report/research/introduction/financial/esg-sri/20140422_008458.html
- 33) 川村雅彦(2002), 13頁。
- 34) みずほ総合研究所(2003), 7頁。
- 35) 川村雅彦(2002), 13頁。

- 36) みずほ総合研究所 (2003), 8 頁。
- 37) みずほ総合研究所 (2003), 13-14頁。
- 38) みずほ総合研究所 (2003), 9-12頁。
- 39) みずほ総合研究所 (2003), 2- 3 頁。
- 40) 川村雅彦 (2002), 15頁。みずほ総合研究所 (2003), 14頁。
- 41) 伊藤正晴 (2014)「第2回 海外のSRI市場」『社会的責任投資 (SRI) を学ぶ—「持続可能な社会」に向けて—』, 大和総研グループ。次のURLでPDFを入手可 (2021年12月6日閲覧)。 https://www.dir.co.jp/report/research/introduction/financial/esg-sri/20140526_008569.html
- 42) GSIAの下記報告書はサステイナブル投資の名称で集計している (2021年12月6日閲覧)。
GSIA (2021) *Global Sustainable Investment Review 2020*, p.9 (<http://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2021/08/GSIR-20201.pdf>)。
なお、日本サステイナブル投資フォーラムのHPでレポートの概要を紹介したスライドを入手することができ、英語バージョンのYoutubeを見ることができ (2021年12月6日閲覧)。 <https://japansif.com/archives/1684>
- 43) GSIA (2021) *Global Sustainable Investment Review 2020*, p.9.
- 44) GSIA (2021) *Global Sustainable Investment Review 2020*, pp.9-10.
- 45) ISO/SR国内委員会監修 (2011)『日本語訳 ISO26000 : 2010 社会的責任に関する手引き』日本規格協会。
- 46) ISO26000国内委員会委員などを務めた黒田かおり氏 (掲載時一般財団法人CSOネットワーク事務局長・理事) の見解として、一般財団法人CSOネットワークHP上に2011年1月5日の日付で掲載 (2021年12月6日閲覧)。 <https://www.csonj.org/iso>
- 47) PRI, UNEP FI, UNGC (2021) *Principles for Responsible Finance 2021* pp.4, 6 (PRI, 国連環境計画・金融イニシアティブ, 国連グローバルコンパクト『責任投資原則2021』4, 6頁)。PRIのHPにおける説明は次のURLを参照 (2021年12月6日閲覧)。
<https://www.unpri.org/pri/about-the-pri>
- 48) *Principles for Responsible Finance 2021* p.5 (『責任投資原則2021』5頁)。
- 49) UNEP FIの動きについては次のHP参照 (2021年12月6日閲覧)。 <https://www.unepfi.org/about/>
PSIの概要については次のHP参照 (2021年12月6日閲覧)。 <https://www.unepfi.org/psi/>
また、『国連環境計画金融イニシアティブ 持続可能な保険原則』(UNEP FI, UNEP, Rio+20 (2012)) 参照。PRBの概要については次のHP参照 (2021年12月6日閲覧)。
<https://www.unepfi.org/banking/bankingprinciples/>
- 50) PRI, UNEP FI, UNGC (2020)『SDGの成果を伴う投資 5つの枠組み』(PRI, UNEP FI, UNGC (2020) *Investing with SDG Outcomes: a five-part framework*)。
- 51) 前出, Yukiko Oga「これからの経済 うわべだけの『SDGs ウォッシュ』にご用心。

- 『ウォッシュ』にならないために必要なこと」(https://www.huffingtonpost.jp/entry/sdgs-wash_jp_5_d380a7ee4b004b6adb7eal1)。
- 52) 住友信託銀行(2009)『Sumitomo Trust and Banking 2009 CSR Report ステークホルダーダイアログ—全文版—日本においてSRIを普及させるには何が必要か。』1-4頁。
なお、ノブリス・オブリージュ(noblesse oblige)は古くから世界に広く存在する観念だが、これにもとづいて特権層・富裕層が奉仕や寄付を行うこと、これから転じて企業がメセナやフィランソロフィを行うことをCSRとする議論もある。しかし、今日企業に求められるCSRは本業のあり方そのものを問うのであり、それらとは区別する必要がある。
 - 53) 高橋清貴(2006)「貧困削減の包括的アプローチに向けて—NGOsの視点から—(特集 ミレニアム開発目標とアフリカ)」『アフリカレポート』No.42, 8-14頁。
 - 54) 工藤 献(2010)「非伝統的安全保障の理論的展開に関する分析—ARFとASEAN+3における人身取引対策を事例として—」『立命館峰性論集 第8号』221頁。
 - 55) 澤喜司郎「ブッシュ・ドクトリンと米国の国家安全保障戦略」『山口経済学雑誌』第52巻第4号。
 - 56) 高橋清貴(2006), 12頁。
 - 57) 山本愛一郎(2009)「アメリカの対外援助政策—その特徴と変遷」『アメリカ援助事情』第20号(GRIPS開発フォーラムのHPに掲載。<https://www.grips.ac.jp/forum/USA/No.20.htm>)。
 - 58) 高橋清貴(2006), 13頁。
 - 59) 佐藤 寛(2015)「特集 ミレニアム開発目標を超えて—MDGsからSDGsへ【第一部 15年間の新機軸】MDGs後の「開発とビジネス」」『アジア研ワールド・トレンド』No.232, 13頁。
 - 60) C. K. Prahalad and Stuart L. Hart (2002) *The Fortune at the Bottom of the Pyramid, strategy+business*, Issue 26.
 - 61) 佐藤 寛(2015), 13頁。
 - 62) 国連開発計画(UNDP)駐日代表事務局HPにおける解説は下記URL(2021年12月6日閲覧)。http://www.undp.or.jp/private_sector/strategy.shtml
UNDPの“Inclusive Market Development HANDBOOK”は次のURLで入手可(2021年12月6日閲覧)。<https://www1.undp.org/content/dam/undp/library/Poverty%20Reduction/Private%20Sector/undp-psd-imdhandbook-en-2010>
 - 63) 佐藤 寛(2015), 15頁。
 - 64) 高橋清貴(2014)「日本のODAにおけるMDGsの位置取り」『国際開発研究』第23巻第2号, 40頁。
 - 65) 高橋清貴(2014), 42頁。
 - 66) 国際連合(2015)『ミレニアム開発目標報告2015 要約版』(https://www.unic.or.jp/files/14975_3.pdf) (2021年12月6日閲覧)。英語版全文は下記の通り(2021年12月6日閲覧)。

- 覧)。United Nations (2015) *The Millennium Development Goals Report 2015*. ([https://www.un.org/millenniumgoals/2015_MDG_Report/pdf/MDG%202015%20rev%20\(July%201\).pdf](https://www.un.org/millenniumgoals/2015_MDG_Report/pdf/MDG%202015%20rev%20(July%201).pdf))
- 67) 国際連合『国連ミレニアム開発目標報告2015 ファクトシート』。
 - 68) 国際連合広報センター「ミレニアム開発目標 (MDGs) に関する最終報告, 7月6日に発表～MDGsの成功は、今後の持続可能な開発目標へのバネ～」(2015年7月7日)(2021年12月6日閲覧) https://www.unic.or.jp/news_press/info/14975/
 - 69) 国際連合 (2015) 『ミレニアム開発目標報告2015 要約版』, 7-8頁。国際連合『国連ミレニアム開発目標報告2015 MDGsからポスト2015開発アジェンダへの移行』。
 - 70) 国際連合 (2015) 『ミレニアム開発目標報告2015 要約版』, 7頁。国際連合『国連ミレニアム開発目標報告2015 ファクトシート』。
 - 71) 国際連合 (2015) 『ミレニアム開発目標報告2015 要約版』, 7頁。
 - 72) 国際連合『国連ミレニアム開発目標報告2015 MDGsからポスト2015開発アジェンダへの移行』, 目標7。
 - 73) 国際連合 (2015) 『ミレニアム開発目標報告2015 要約版』, 6頁。国際連合『国連ミレニアム開発目標報告2015 ファクトシート』。
 - 74) 国際連合『国連ミレニアム開発目標報告2015 MDGsからポスト2015開発アジェンダへの移行』。
 - 75) 高橋清貴 (2014), 38-39頁。
 - 76) *Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development*. 『我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための2030アジェンダ』。括弧内の数字は宣言の条番号。
 - 77) *The 2030 Agenda*, Goal 17, Articles 60-70 (『2030アジェンダ』, 目標17, 60条～70条)。
 - 78) *The 2030 Agenda*, Articles 67 (『2030アジェンダ』, 67条)。
 - 79) *SDG Compass: The guide for business action on the SDGs*, pp.8-9 (『The SDG Compass SDGsの企業行動指針』, 8-9頁)。
 - 80) *SDG Compass: The guide for business action on the SDGs*, pp.11-28 (『The SDG Compass SDGsの企業行動指針』, 11-28頁)。
 - 81) *The 2030 Agenda*, Article 17 (『2030アジェンダ』, 17条)。
 - 82) 「3つの課題と6つのシグナチャー・ソリューション」についての説明のURL (2021年12月6日閲覧) <https://www.undp.org/development-challenges-and-solutions>
「課題を統合してアプローチする統合ソリューション」についての説明のURL (2021年12月6日閲覧) <https://sdgintegration.undp.org/about>
 - 83) UNEP (2021) *Strategic Plan 2022-2025*. (この文章は次のURLで入手できる。 <https://strategicplan.undp.org>)
「SDG統合」のHP (2021年12月6日閲覧) <https://sdgintegration.undp.org>
 - 84) UNEP (2021) *Strategic Plan 2022-2025*. p.8.
 - 85) UNEP (2021) *Strategic Plan 2022-2025*. p.9.

- 86) UNEP (2021) *Strategic Plan 2022-2025*. p.10.
- 87) <https://sdgintegration.undp.org/about> (2021年12月6日閲覧)
- 88) <https://sdgintegration.undp.org/integrated-solutions> (2021年12月6日閲覧)
- 89) <https://sdgintegration.undp.org/countries/thailand> (2021年12月6日閲覧)
- 90) <https://sdgintegration.undp.org/countries/angola> (2021年12月6日閲覧)
- 91) <https://sdgintegration.undp.org/countries/dominican-republic> (2021年12月6日閲覧)
- 92) https://sdgintegration.undp.org/knowledge-bank?field_enablers_tid=All&field_category_name_value=All&field_tool_function_value=All&field_accelerator_tool_value=All (2021年12月6日閲覧)
- 93) <https://sdgintegration.undp.org/sdg-acceleration-toolkit> (2021年12月6日閲覧)
UNSDG (United Nations Sustainable Development Group) のSDGアクセラレーションツールキットのパンフレットは次のものである。
UNSDG (2021) *The SDG Acceleration Toolkit Version 2.0*.
このパンフレットは次のURLよりダウンロード可能。
https://sdgintegration.undp.org/sites/default/files/UNSDG_Acceleration_Toolkit_2021.pdf